

令和3年度 第1回

空き家所有者等 無料相談会

秋田市内の空き家についてのご相談を、
宅建士、司法書士、NPO会員、秋田市職員
が無料でお受けいたします。

空き家の管理、売却、利活用方法、相続
登記、権利関係など、空き家でお困りの
方、ぜひこの機会に相談してみませんか？



日時

令和3年 12月12日(日) 午後1時～午後4時

場所

秋田市中心市民サービスセンター「センタース」洋室2 ほか
(秋田市役所本庁舎2,3階)

相談員

- ・公益社団法人秋田県宅地建物取引業協会会員（宅建士）
- ・公益社団法人全日本不動産協会秋田県本部会員（宅建士）
- ・秋田県司法書士会会員（司法書士）
- ・NPO法人住まい安心サポート秋田会員
- ・秋田市職員（防災安全対策課、住宅整備課） ※順不同

○申込方法

- ・氏名、住所、連絡先、空き家の所在地、相談内容を、電話、メールのいずれかの方法により、下記の担当へご連絡ください。
- ・申込期限は令和3年12月9日(木)です。
- ・相談は完全予約制で、先着16名までとします。
- ・相談時間は、後日、相談者の方へ直接連絡します。

○ご参加にあたっての注意点

- ・当日受付は行いませんので、必ず事前予約のうえ、ご参加ください。
- ・新型コロナウイルス感染症のまん延状況により、中止または延期となる場合がございますのであらかじめご了承ください。



「空き家を放っておくとどうなるの？」

- リスク1** 建物の劣化が進むと、雨漏りや天井、床などの腐朽により動物のすみかになることも!
- リスク2** 放火等による出火、不審者の侵入や不法滞在が発生することも!
- リスク3** 空き家に起因した事故や災害が起きた場合、損害賠償を請求されることも!

【担当】秋田市都市整備部住宅整備課 住宅企画担当

電話 018(888)5770

FAX 018(888)5771

メール ro-cshs@city.akita.lg.jp

お気軽にご相談ください。